

上下水道事業管理者に権限を委任する規則の一部を改正する規則

上下水道事業管理者に権限を委任する規則（令和2年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 上下水道事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務（次に掲げるものを除く。）

ア 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権に関する事務

イ 法第5条第1項の規定による実施方針の策定に関する事務

ウ 法第6条に規定する実施方針の策定の提案に関する事務

エ 法第7条の規定による特定事業の選定に関する事務

オ 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する事務（公募の手續に係るものを除く。）

カ 法第10条に規定する技術提案に関する事務

キ 法第11条第1項の規定による客観的な評価の実施に関する事務

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。